

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第11回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年5月26日(火) 14:00～14:35

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、國井 秀子、関口 博正、長田 三紀、
宮本 勝浩

（以上6名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合
通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、
村松 茂（料金サービス課企画官）、永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐
（事務局））

第5 議題

(1) 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の
基準料金指数の設定について【諮問第3012号】

(2) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関
する接続約款の変更の認可（NGNのIP v 6インターネット接続に係る接続約款の
措置）について【諮問第3013号】

開 会

○根岸部会長　ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会を開催いたします。本日は、委員8名中、全員がご出席でございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件です。はじめに、答申事項から審議したいと思います。

諮問第3012号、NTT東西の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定、いわゆるプライスキップの設定について審議をしたいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、4月14日に開催しましたこの部会において審議を行いまして、5月14日まで意見募集を行いました。

それでは、本件について、総務省から説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　お手元の資料11-1に基づきまして、NTT東西の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について、ご説明させていただきます。本件は、本年10月から来年9月末までの間、適用される特定電気通信役務の基準料金指数について、音声伝送バスケットについては92.7、加入者回線サブバスケットについては100とさせていただきたいと考えているものです。

2枚おめくりいただきまして、横長の別紙と書かれました資料をご覧くださいませでしょうか。本件、特定電気通信役務の基準料金指数の設定について寄せられた意見及びそれに対する考え方を取りまとめたものです。

まず、1、基準料金指数の設定についての意見です。意見1、引き続き生産性向上見込率（X値）を消費者物価指数変動率（CPI）と連動させ、設定することは適当という賛同の意見です。

次に意見2、X値はCPI連動とし、現状の基準料金指数を維持することはやむを得ない。なお、その場合であっても、NTT東西においては費用削減を継続することによりさらなる経営効率化を進めるべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、国民生活や経済活動に必要な電気通信サービスの低廉性を今後も確保するため、NTT東西においては、事業経営の効率化を行うことが期待されており、特定電気通信役務の収入が大幅に減少すると見込まれていることにかんがみ、当該収入減に見合った費用の削減を進めることが求められるとして

いるところです。

次に意見3、NTT東西にさらなる経営効率化を促すことを前提に、次期の基準料金指数について前期の上限を維持することが適当という意見でございまして、これに対する考え方も、考え方2に同じとしております。

続きまして、2、特定電気通信役務の範囲についての意見です。意見4、FTHアクセスサービス及びひかり電話サービスについて、直ちに特定電気通信役務に追加すべき。なお、特定電気通信役務の対象外とした専用役務の料金について引き続き注視していくことが必要という意見です。

これに対する考え方といたしましては、FTHアクセスサービス及びひかり電話は、ともに加入電話と比較して契約数に開きがあるものの、利用者の範囲にかんがみ、総務省において、今後単に契約数だけでなく、利用者層が広いこと、または契約数の急激な増加トレンドがうかがえること等を踏まえ、特定電気通信役務として整理することについて検討することが適当と考えられる。また、NTT東西の提供する専用役務については、指定電気通信役務に該当するため、「料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的、経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するもの」と認められる場合には、保障契約約款の変更を求めるとの、事後的に料金等の適正性を担保する手段が留保されているところであり、加えて、指定電気通信役務損益明細表において、引き続き収支の開示を義務づけることとしているという考え方としております。

次に意見5、特定電気通信役務の指定の在り方について見直し、携帯電話を特定電気通信役務の対象とすることについて検討すべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、携帯通話については、現時点において、競争が進展し、利用者料金の低廉化が進んでおり、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であるとは考えられない。したがって、利用者料金に係るルールによらず、市場メカニズムを通じて料金の低廉化を図ることとされているが、今後、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが行われた場合には、総務省において、競争の進展度合い、料金水準を勘案し、改めて利用者料金に係るルールの必要性を検討することが適当であるとしております。

次に、3、その他の意見です。意見6、X値をCPI連動とするプライスカップが引き続き適用されることにより、接続料が小売料金を上回る事態とならないよう、接続

料算定方法を見直す等の措置が必要という意見です。

これに対する考え方といたしましては、PSTNに係る接続料については、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もトラフィックの減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当であるとしているところです。

次に、意見7、NTT東西は早期にレガシー系サービスの扱い及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等を明らかにし、NGNの在り方、接続料算定の方法等について総合的な見直しを早急に行うべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、ご指摘の見直しを行う場合には、PSTNからIP網への移行の進展状況を踏まえることも必要となるが、そのためには、PSTNからの具体的移行展望等が明らかとなる必要があるため、NTT東西にあつては、平成22年度に公表予定の概括的展望において、必要な情報の積極的な開示を行うことが期待される。また、ご指摘の例のNGNは、利用者数・サービス内容ともに発展期にあるネットワークであるため、今後のネットワークの急速な発展に応じて、接続料算定の在り方等を適時適切に見直すことが必要であるとしているところです。

最後は意見8、基準料金指数算定の適正化に資する、IP網への移行に伴う施設保全費に係る配賦基準の検証・見直し等、「プライスカップの運用に関する研究会」報告書で指摘された今後の検討課題について、総務省において継続して検討すべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、総務省においては、適切な基準料金指数の設定のためにも、引き続きIP化の進展等の環境変化に対応した配賦基準の見直しを行い、またNTT東西による子会社等との取引の透明化を推進し、当該業務委託に非効率が存在しないかの検証を行う等が必要であるとしているところです。

以上を踏まえまして、別紙の前におつけいたしております縦長の答申書（案）をご覧くださいませでしょうか。こちらにございますとおり、今回の答申書（案）につきましては、本件、NTT東西の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定については、諮問のとおりとすることが適当と認められる。なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、今ご説明をさせていただきました別紙のとおりであるとしているところです。以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞお願いいたします。辻先生、よろしいでしょうか。

○辻臨時委員　　前回、いろいろ議論していただきましたが、パブコメの結果も競争事業者の方からも支持されるようなご意見が多く、昨今の電気通信市場で構造変化等を考えましても、答申（案）は妥当だと感じております。

○根岸部会長　　ほかにかがでしょうか。

それでは、諮問第3012号につきましては、お手元の答申書（案）のとおり答申ということにしたいと思えます。ありがとうございました。

○根岸部会長　　続きまして、諮問事項の審議に移りたいと思えます。諮問第3013号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆるNGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款の措置につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　　お手元の資料11-2に基づきまして、NTT東西のNGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款の変更についてご説明をさせていただきます。

2ページ、申請概要のページをおあげいただけますでしょうか。本件は、概要のところにございますとおり、NTT東西の次世代ネットワーク、NGNにおいて、IPv6によりインターネット接続サービスを提供するために必要となる以下の2つの機能、すなわちトンネル方式による接続に係るインターフェースを付与する機能と、ネイティブ方式による接続を行うための機能について、網改造料等の規定を追加するために接続約款の変更を行うものです。

まず、前者のトンネル方式につきましては、下の左のポンチ絵にございますとおり、利用者側のホームゲートウェイに外付けされたアダプタからNGNのIPv6用網終端装置までの2地点間を結ぶためのプロトコルを用いましてトンネルを構築し、IPv6インターネット接続を実現する方式でございまして、現在のIPv4によるインターネット接続と同様の方式です。

他方、右側のポンチ絵にございますネイティブ方式につきましては、最大3社の事業者がNGNのゲートウェイルータでNGNと接続をしまして、この接続事業者に割り振られたIPv6アドレスをNTT東西が利用者に払い出すことにより、接続事業者とN

NTT東西が連携しながらIPレベルで直接インターネット接続を行っていく方式です。

次に、3ページ、今回の接続約款変更の主な変更内容についてご説明させていただきます。

まず、本件の経緯・背景です。現在、NGNにおけるインターネット接続サービスは、IPv4という通信方式で提供されているところです。当該通信方式に用いられるIPv4アドレスは43億個弱存在するわけですが、今後、現状程度の新規需要が継続する場合には、早ければ平成23年初頭には日本国内におけるIPv4アドレスの在庫が枯渇する可能性があるとして、総務省において行われた研究会から平成20年6月に出された報告書において予測されているところでございます。

そこで、新たな通信方式として、IPv4よりはるかに多くのIPアドレスを持つIPv6への移行が求められているわけですが、NGNでは、NTT東西が払い出すIPv6アドレスを用いて閉域網内のサービスを提供することに起因し、IPv4の場合と同様にISP事業者がIPv6アドレスを払い出す形でインターネット接続サービスを実現することには、技術的な問題が生じているものでございます。

具体的には、NGNユーザに対しては、NTT東西が払い出す閉域網内サービス用のIPv6アドレスと、ISP事業者が払い出すインターネット接続サービス用のIPv6アドレスの2つのアドレスが払い出されることとなるため、インターネット接続サービスを利用する際に、送信元アドレスとして閉域網内サービス用のIPv6アドレスが誤選択されると、パケットロスが発生するなど、通信に不具合が生じる問題、いわゆるマルチプレフィックス問題が懸念されてきているところです。

この問題を解消するために、これまでNTT東西と関係団体・事業者の間で協議が行われてきたところでございまして、本年5月中旬に、これらの協議結果等を踏まえ、事業者から先ほどご説明いたしました2方式に関する接続申込みがNTT東西に対し行われたことから、これらの方式に関する網改造料等を設定するための接続約款の変更を行うものです。

この下におつけしております表が、トンネル方式とネイティブ方式の違いを比較したものです。

まず、IPv6アドレスの払い出しという観点からは、トンネル方式に関しましては、インターネット接続サービスはISP事業者が、NGNの閉域網内サービスはNTT東西がそれぞれ払い出す形になっておりまして、インターネット接続サービスにNTT東

西が直接関与しない方式です。この場合、2つのIPv6アドレスが払い出されることとなりますので、先ほど申し上げたマルチプレフィックス問題に対して、利用者のアダプタにより2つのIPv6アドレスを使い分けることで対応することといたしております。

他方、ネイティブ方式につきましては、インターネット接続サービス、NGN閉域網内サービスともにネイティブ接続事業者に割り振られたIPv6アドレスをNTT東西が払い出すことによって、1つのIPv6アドレスで接続を行うものです。したがって、先ほどのようなマルチプレフィックス問題は起きないということで、IPv6アドレスの使い分けは不要となります。

次に、接続事業者数の観点ですけれども、トンネル方式につきましては、新たにIPv6インターネット接続用トンネルの追加をすることにより、IPv4アドレスによる現在のインターネット接続サービスの場合と同様の接続方式が実現できるものでございまして、現在と同様に接続事業者の数の制限がなく、どの事業者でも公平な形で接続が可能となる方式です。

他方、ネイティブ方式につきましては、中継ルータの処理能力に制約があり、ひかり電話等のQoSサービスにおける故障発生時の品質劣化を回避するため、接続事業者は当面最大3社とすることが必要でございまして、接続事業者数に制約がある形になっております。この点がトンネル方式とネイティブ方式の大きな相違点となっております。

次に、4ページ、接続約款の概要についてご説明させていただきます。

まず、(1)、今回の接続機能の位置づけについてご説明いたします。今回の申請案では、トンネル接続に係る費用は接続料原価に基本的に算入し、ネイティブ接続に係る費用は接続事業者の個別負担となる網改造料として設定することとしております。これは、申請案では、トンネル接続に係る機能はネットワークが本来有すべき基本的な接続機能と位置づける一方、ネイティブ接続に係る機能は個別的に用いる機能と位置づけていることによるものです。

この点については、以下の点から、今回の申請案のとおり、トンネル接続は基本的な接続機能、ネイティブ接続は個別的に用いる接続機能と位置づけることが適当と考えられます。

まず、第一種指定電気通信設備については、できる限り多くの事業者が利用の公平性が確保された形で、適切な条件により利用可能であることが必要であることを踏まえ、

その費用が接続料原価に算入される「基本的な接続機能」とは、通常求められるようなさまざまな形態を許容するネットワークを前提として、多くの事業者にとって備わっていることが必要となる機能等とされているところです。

これに基づきますと、トンネル接続は、接続可能な事業者数に制限がない接続形態であり、また既に基本的な接続機能と位置づけられておりますNGNでのIPv4によるISP接続は当該形態で行われていることから、NGNに接続してIPv6によりインターネット接続サービスを提供しようとする場合、多くの事業者にとって備わっていることが必要となる接続機能と考えられるところです。

他方、ネイティブ接続は、技術的な問題から、接続可能な事業者数が当面最大3社に制限されることから、IPv6によるインターネット接続サービスをだれもが提供可能な接続形態とは言えず、多くの事業者にとって備わっていることが必要な接続機能とは考えられないところです。

次に、(2) 網改造料についてご説明いたします。

1) トンネル接続インターフェース付与機能の網改造料につきましては、トンネル接続に係る機能は基本的な接続機能ですので、この機能を実現するために必要なネットワーク改修費用は、接続料原価に算入されることになる。しかしながら、集約装置及び網終端装置の一部、具体的にはインターフェースパッケージに相当する部分の費用については、ISP事業者ごとに必要となるものであるため、現在のIPv4によるISP接続の場合と同様に、当該費用はISP事業者の個別負担とし、トンネル接続インターフェース付与機能の網改造料として新たに設定することとしております。

次に、2) ネイティブ接続機能の網改造料について説明します。ネイティブ接続に係る機能は基本的な接続機能ではないため、この機能の実現のために必要な費用は、接続料原価に算入せず、ネイティブ接続事業者が網改造料として負担することとしているところです。この際、ネイティブ接続機能は、NTT東西が網内折り返し機能として利用し、閉域網内サービスを提供することも可能であるため、当該機能を実現するための費用は、ネイティブ接続事業者とNTT東西の間で以下の考え方により分担することが予定されているところです。

まず、IPv6インターネット接続機能に固有に必要なゲートウェイルータなどの設備等の費用はネイティブ接続事業者の負担とし、ネイティブ接続事業者間の負担割合はユーザ数等で分担する。次に、IPv6インターネット接続機能とNTT東西の網内折

り返し機能の提供に共通的に必要な設備等の費用、具体的にはネイティブ接続に必要な既存機能への追加開発費用等については、各ネイティブ接続事業者のユーザ数及びNGNの網内折り返し機能に係るユーザ数に基づき、ネイティブ接続事業者とNTT東西の間で分担することとされているところです。

次に、(3) ネイティブ接続事業者の選定基準等についてご説明します。ネイティブ接続事業者は、技術的な問題から、当面最大3社に制限されるため、3社を超える接続申込みが行われた場合は、3社を選定する基準等が必要となるところです。このため、今回の申請案では、ネイティブ接続事業者の選定基準や責務等を規定することとしているところです。

まず、1) ネイティブ接続事業者の選定手続・基準について説明いたします。ネイティブ接続では、NGNに直接接続可能な事業者は当面最大3社に制限されますが、NGNは第一種指定電気通信設備であり、他事業者の事業展開上、不可欠な設備であるため、できる限り多くの事業者がこの接続を通じて、間接的ではあってもNGNに接続可能となることが求められるところです。このため、今回の申請案では、ネイティブ接続事業者の選定は、以下の手続・基準により行うこととされております。

まず、NTT東西は、一定の期日、本年8月下旬目途までに、ネイティブ接続を行おうとする事業者からの接続申込みを受け付けた上で、この接続申込みが4以上に達しているときは、これら接続申込みを行った事業者は、受付期間経過後、一定期間、約3カ月間程度にわたりまして、この接続申込みが承諾されることを前提とした他事業者からの間接的な、ネイティブ接続機能により提供する接続機能に関する接続協定の締結等に係る申込みを受け付け、この期間経過後、ネイティブ接続事業者は、申込みを受け付けた他事業者の「インターネット接続サービスの契約数」及びその合計数をNTT東西に報告する。NTT東西は、「インターネット接続サービスの契約数」の合計数の多い順番にネイティブ接続事業者を本年12月目途に選定していくといった選定手続・基準が規定されているところです。

次に、2) ネイティブ接続事業者の責務等でございます。最大3社に限定されておりますネイティブ接続事業者との接続等につきましては、ネイティブ接続機能により提供する接続機能を希望する他事業者がNGNを利用する上で不可欠であり、その事業展開上、高い重要性を有することになるため、ネイティブ接続事業者が他事業者に対し不当な接続条件等を付したり、不当に差別的な取り扱いを行う場合には、公正な競争環境で

の事業展開が困難となり、最終的には利用者利益が阻害される結果となるところでございます。このため、今回の申請案では、当該ネイティブ接続事業者の責務として、以下の2つ、他事業者に対して不当な接続等の条件を付さないこと、また特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取り扱いを行わないことを遵守すべき事項として定めるとともに、当該事項に違反したと総務大臣が認めた場合には、NTT東西は接続の停止や協定の解除を行うことがある旨を定めているところでございます。

最後に、(4)今後のスケジュールですが、今回のIPv6インターネット接続に係る機能に関しましては、機能の開発あるいは検証に約20カ月の期間がかかるということですので、この接続機能による具体的なIPv6インターネット接続の開始につきましては、スケジュール表の一番下、赤い線で書いてあるところがございますとおり、平成23年4月以降、準備が整い次第、実施されることとなっております。

続きまして、7ページ、8ページ、審査結果をお受けいただけますでしょうか。本件についての審査結果ですが、審査事項3、5、14、16、18、それぞれにつきまして適としておりまして、今回の申請案につきましては認可することが適当ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問がありましたら、どうぞお願いいたします。どうぞ。

○宮本委員　　ネイティブ方式ですけれども、接続事業者数が、当面は中継ルータの処理能力に制約があるから最大3社になっておりますが、これは将来、技術革新等で増えるという可能性もあるのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○古市料金サービス課長　　将来的な技術革新がどうなるか、あるいはネットワークのトラフィックとの関係がどうなるかということはあるかと思っておりますけれども、当面はやはり……。

○宮本委員　　当面は3つですね。私はできるだけ多いほうが良いと思いますが。

○古市料金サービス課長　　そうですね。ただ、NGNの場合は、ひかり電話等のQoSサービス、一定の品質を保証するサービスを行っておりますので、例えば非常に多くの事業者がネイティブ接続をした場合、故障が起こった場合に経路を再計算する必要がございますけれども、それがかなり長い時間になってしまいますと、肝心のひかり電話、品質保証をするためのサービスの品質保証ができなくなることもございますので、現在

の条件に照らすと最大3社の接続が限界であるということでございます。

○宮本委員 わかりました。ありがとうございます。

○根岸部会長 ほかにいかがでございますか。どうぞ。

○酒井部会長代理 少し確認したいのですが、例えばAというネイティブ接続事業者があったとして、その次にそれに接続するBという事業者があった場合、私がBという事業者のプロバイダのお客さんになる場合には、AからIPアドレスをもらって、でも実際はBのプロバイダサービスを受ける形になるのですか。ネイティブ接続事業者がAだとすると、私がユーザだとすると、使うIPアドレスはそちらからもらうわけですね。

○古市料金サービス課長 おっしゃっているのは、例えばフレッツ光ネクストユーザである場合ということですか。

○酒井部会長代理 ええ。プロバイダに入るときに、NGNの先にネイティブの事業者がプロバイダしてあるわけですね。

○古市料金サービス課長 その場合、もともとネイティブ接続事業者に割り振られたIPアドレスを、NTT東西が一たん預かった形でユーザに払い出すということになります。

○酒井部会長代理 そのときに、ネイティブの先に接続するというのは書いてあるのですけれども、少しそこがわかりませんでした。

○古市料金サービス課長 ネイティブの先というのは、いわゆる今インターネットで行われているピアリングあるいはトランジットという形でインターネット接続を行っていくということでございます。

○酒井部会長代理 それは普通の相互接続の話でしょうか？

○古市料金サービス課長 はい。

○酒井部会長代理 プロバイダとしては、私はAというネイティブ接続事業者に契約する形になるわけですね。そうではないですか？ゆっくり勉強させていただきます。

○古市料金サービス課長 今も、再販の形でのISPのサービス提供がございまして、先生がおっしゃっているケースでは、ISP事業者Bと直接契約を行うという形で、再販を受けるような形となります。

○酒井部会長代理 アドレスはAからもらって、NGNを通していくわけですね。

○古市料金サービス課長 そういったサービス提供になろうかと思っております。

○酒井部会長代理 わかりました。ある意味では、NGNというのがIPv6アドレス

を持っているけれども、実際、私が契約するのは、インターネットプロバイダとしてはその先の先ほど申し上げたBなので、BがAにつながってAがこちらに来るという形で、過渡期というか、ある程度最初のうちはそういう形でいろいろなことがあるとは思いますが、どこかで整理しないとごちゃごちゃする可能性がありますね。

○根岸部会長　よろしいでしょうか。どうぞ。

○辻臨時委員　3社に限定されたネイティブ接続事業者が守るべき条件が2つ書いてありますが、これは単に管理会社的なイメージでとらえるべきなのか。この接続を自分のビジネスとして他の2社と競争して、この2つの条件さえ満たしていれば料金やサービスを差別化することは可能ですね。競争的に3社が動くのか、それとも管理会社的に、機械的にと言うとおかしいですけれども、競争ではなくて公平に接続できるようにという業務に限定されているものなのではないでしょうか。

○古市料金サービス課長　ネイティブ接続事業者自身が実際に利用者にサービス提供していく場合と、先ほどの卸事業者として再販のような形で間接的につながっていく事業者がサービス提供していくという両方の形があり得ると思っております。どういった形をとるかは、当然のことながらそれぞれの事業者の経営判断になるかと思っておりますけれども、本来的には第一種指定電気通信設備についてはすべての事業者が公平な形で接続されることが望まれるわけですけれども、技術的な制約で3社しか接続できない、その他の事業者は間接的な接続になるということがございますので、今回、仮にネイティブ接続事業者が不当な接続の条件あるいは不当に差別的な取り扱いを行う場合には公正な競争環境での問題が生じ得るということで、こういう責務規定が規定されているものと認識しております。

○辻臨時委員　総務省が、公平競争が行われているかどうかをウォッチするという立場ですね。

○古市料金サービス課長　今回、約款に遵守すべき事項として規定されているところですが、この事項に違反しているかどうかは総務大臣が判断することとされておりますので、もし仮に今回の接続約款案が認められましたら、きちんと総務省としてもフォロー、ウォッチをしていきたいと考えているところです。

○根岸部会長　今のお話に関連することですけれども、今のような2つの条件を遵守することについて、今、提案されている約款の中に書いてあって、それを守るべしということですね。

- 古市料金サービス課長 おっしゃるとおりです。
- 根岸部会長 しかし、約款に書いていないとどうなるかという問題があると思うのですが、それはどのように考えるのでしょうか。
- 古市料金サービス課長 仮に約款に書いていない場合であっても、現在の業務改善命令、電気通信事業法第29条で、電気通信事業者間の接続に関して、ある一定の条件を満たす場合については、当然のことながら総務大臣が業務改善命令を出し得るという形になっておりますけれども、今回の接続約款は、その業務改善命令の規定よりもより一層具体的な遵守規定を規定しておりますので、仮にこの遵守規定が守られない場合については、約款に基づいても対応が可能となるということかと理解しております。
- 根岸部会長 より実効性を確保する方法として採用されているということですね。
- 古市料金サービス課長 おっしゃるとおりかと思っております。
- 根岸部会長 わかりました。ほかによろしいでしょうか。
- 辻臨時委員 すみません。もう1点。ネイティブ接続事業者に名乗り出るのはどのような会社でもよろしいのでしょうか。例えばNTTの子会社であってもよろしいのでしょうか。このような制限は一切設けておられないのでしょうか。
- 古市料金サービス課長 その点については特に制限を設けておりませんが、先ほど申しましたとおり、今回、第一種指定電気通信設備を設置する事業者とネイティブ接続事業者が連携した形で接続することになりますので、どういった事業者であっても、例えば公正競争を歪めるような形になると支障が出てくるということで、今回の遵守事項の規定がなされているということかと思っております。
- 根岸部会長 ほかによろしいですか。それでは、本件につきましては、この審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、本日の諮問案を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして広く意見の募集を行うことといたします。
- 本件に関する意見招請は、規定どおり2回実施するというので、1回目は平成21年6月25日までといたします。提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において検討いただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめるとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
- ありがとうございます。では、そのように決定いたします。
- 以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から、何かございますか。それでは、以上で本日の会議は終了いたします。次回の部会につきましては別

途、確定になり次第、事務局から連絡があるということです。

それでは、閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会